

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社トーエネック	名古屋市 中区	平成28年11月30日から平成28年12月13日(2週間)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	<p>当該業者が、元請として請け負った愛知県海部郡飛島村内の太陽光発電設備設置工事において、平成27年9月2日、倉庫屋根上で太陽光パネルを設置するなどの作業中に請負人の労働者が墜落し、死亡する事故が発生した。</p> <p>この件について、作業箇所が高さ約7.9メートルであり、屋根上に設置された明かり取り用の天窓からの墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、同天窓に囲い、手すり、覆い等を設けず、もって請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じていなかったとして、同社及び同社の従業員が、労働安全衛生法違反により、平成28年6月24日に津島簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。</p> <p>このため、工事の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。</p>

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第1 第8号

指名停止要件	期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>8 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から2週間以上2か月以内